環境政策課災害待機等実施要領

第1目的

この要領は、災害等の危機が発生するおそれがある場合又は発生した場合等における環境政策課職員(部内応援職員含む)の待機及び危機管理への対処(以下「待機等」という。)に関し、必要な事項を定める。

第2 待機等の基準及び職員配置体制

待機等は、原則として次の事象が生じた場合に、各事象ごとの職員配置体制により実施する。ただし、環境政策課長(以下「課長」という。)の判断により待機者数の調整を行うことができる。

(1) 風水害等

体制名	基準	配置指示者	待機者数
災害警戒	警報発令時等で、特に警戒を必要とす	危機管理監	2人
本部体制	るとき※1		(1人) ※2
災害対策	特別警報発令	自動設置	2人
本部体制	第1配置	知事	2人
	局地的な災害が発生した場合		
	第2配置		3人
	局地的な災害が発生し、被害拡大のお		
	それがある場合		
	第3配置		全職員
	広域にわたる災害が発生し、被害が甚		
	大な場合		

※1 土砂災害警戒情報発表、台風接近等で、危機管理防災課より指示があったとき ※2 梅雨時期以外の土砂災害警戒情報は1人待機とする。

(2) 地震、津波

体制名	基準	配置指示者	待機者数
災害警戒	県内で震度5弱、5強の地震発生	自動設置	2人
本部体制	津波警報、大津波警報発表		
(第2警戒			
体制)			
災害対策	県内で震度6弱以上の地震発生		別表のとおり
本部体制			
_	※近隣県で重大な震災が発生した場合	危機管理防災課長	災害警戒本部
			に準じた体制

(3) 阿蘇火山噴火

体制名	基準	配置指示者	待機者数
災害警戒	噴火警戒レベル3以上発表	危機管理監	2人
本部体制			
災害対策		知事	2人
本部体制			

(4) 国民保護計画の対象となる武力攻撃事態等

体制名	基準	配置指示者	待機者数
緊急事態連	①国において武力攻撃事態等の認定が	知事	※2人
絡本部体制	行われ、国の武力攻撃事態等対策本部長		
	から警報が発令された場合		
	②その他知事が緊急事態連絡本部設置		
	の必要があると認めた場合		
国民保護対	国から県国民保護対策本部を設置すべき		全職員
策本部体制	県の指定の通知を受けた場合		

※県国民保護計画上の規定はないが、災害警戒本部体制に準じるものとする。

(5) その他の危機発生時

- ・基準及び配置指示者 その他、環境生活部に関連する社会的影響度が高い事象等が発生した場合であって、 課長が必要と認めた場合
- 待機者数 2人

第3 待機等の実施場所

県庁行政棟新館5階 環境政策課内とする。

ただし、災害対策本部、災害警戒本部、緊急事態連絡本部及び国民保護対策本部設置時の待機等については、課長の指示により待機者のうち1人を防災センターに情報連絡員として配置することができる。

第4 待機等の開始

第2の(1)から(4)に規定する事象等〔震度6弱以上の地震除く〕が発生したときには、総務班長※の指示により、第2の(5)の事象等が発生したときには課長の指示により待機等を開始する。ただし、平日の勤務時間内については、通常の勤務体制で対応する。

※総務班長には、第一連絡者として、危機管理防災課より通報がある。

第5 勤務時間外の待機等

閉庁日、夜間等、勤務時間外の待機等は、あらかじめ決定した環境政策課緊急連絡網及 び部内応援者災害待機表により実施する。

待機者は、基本的に環境政策課職員とするが、梅雨時期や大規模災害発生等継続的に 2 人以上の待機が想定される場合は、環境政策課職員1人及び部内各課応援職員1人以上で 待機する。

第6 勤務時間外待機等の従事時間

第5に規定する待機者の1回当たりの最大従事時間は、8時30分から17時15分まで(閉庁日等昼間勤務パターン)及び17時15分から8時30分まで(夜間・早朝勤務パターン)を基本とする。※6時間以上の待機の場合、1時間以上の休憩を取ること

なお、当該従事時間中に待機等が解除された後、再度待機等が指示された場合には、次順位の待機者が終了時間まで待機等を行う。

第7 待機等の交替等

待機者は、第6に規定する従事終了時間が到来し、引き続き待機を行うため次順位の待機者と交替する。

なお、上記の交替のほか、当事者間の協議、調整等により待機表の当番順をあらかじめ 入れ替えることができるものとする。(この場合、事前に総務班長にその旨連絡をするこ と。)

第8 待機業務従事時の処理事項

待機中に処理すべき事項は概ね次のとおりとする。

- (1) 待機者のうち、現場を統括する待機班長を決定する。
- (2) 待機班長は、待機開始時間及び待機者名を部長、政策審議監、局長、課長、政策調整審議員、総務班長及び危機管理防災課(以下「部長等」という。) に連絡する。
- (3) 待機時は危機管理に関する情報の収集に努め、人的・物的被害の発生等、特に重要な事項と思われる情報等については、部長等及び関係課へ情況報告等を行う。
 - ※災害対策本部会議招集の場合は部長へ、災害警戒本部会議招集の場合は、課長へ 連絡すること [情報連絡会議の場合は、待機者で対応]。
- (4) 災害待機本部及び国民保護対策本部設置時は、部内の他の待機班と連絡、連携を密にし、情報集約に努める。
- (5) 待機班長は、待機日誌(別紙様式)を記録し、次の待機者に確実に引き継ぐ。
- (6) 待機班長は、待機者の引継ぎ時及び第10に規定する待機等の終了時には、部長等 へその旨連絡する。

第9 次順位待機者への交替時の連絡等

第6に規定する従事時間終了後も引き続き待機等が継続すると見込まれる場合、待機者は従事終了時間1時間前までに次順位の待機者に待機が継続する旨連絡し、登庁を促すものとする。

第10 待機等業務の終了

第2の表中、配置指示者の欄に記載する者からの待機解除指示(ただし、第2の(4)の場合は課長からの待機解除指示)があったときに一連の待機等業務は終了する。

第11 自宅等待機の取扱い

第3の規定にかかわらず、危機管理防災課からの指示若しくは課長の判断により、待機等を自宅等、環境政策課以外の場所で行わせることができる。

この場合、待機者の行動の制限等に配慮し、待機等を行ったものとみなし、第5から第7まで及び第9から第10までの規定を準用する。

ただし、自宅等待機者には時間外勤務手当及び休日勤務手当等は支給しない。

平成26年5月23日 環境政策課伺定 平成26年4月 1日 施行 平成27年4月30日 一部改正 平成29年6月6日 一部改正 令和2年5月26日 一部改正